

# 下水道事業課



## 下水道事業課の取り組み

### 総 括

#### (1) 令和2年度予算について

- 1) 令和2年度予算の概要
- 2) 令和2年度新規事項

#### (2) 財政制度等審議会及び行政事業レビューにおける指摘事項等について

#### (3) 予算制度に関する変更点、留意点等について

- 1) 社会資本整備総合交付金等における重点配分の変更
- 2) 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件について
- 3) 下水道事業の評価について
- 4) 地方創生汚水処理施設推進交付金について
- 5) 防災・減災対策等強化事業推進費について

#### (4) 防災・減災、国土強靱化の取り組みの推進について

- 1) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策
- 2) 国土強靱化地域計画の策定促進

# (1) 令和2年度予算について

## 1) 令和2年度予算の概要

### 令和2年度下水道関係予算の基本的な方針について

下水道事業においては、

- ・「経済財政運営と改革の基本方針2019」(骨太の方針)、「成長戦略フォローアップ」、「国土強靱化基本計画」
- ・「被災地の復旧・復興」、「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の引上げの加速」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」(国土交通省の基本方針)
- ・「新下水道ビジョン」、「新下水道ビジョン加速戦略」

を踏まえ、以下の施策を推進。

#### 安全・安心の確保 — 国土強靱化の推進 —

##### 浸水対策

- ・ 令和元年東日本台風(台風第19号)、平成30年7月豪雨など浸水被害が頻発する中、再度災害防止に加え事前防災の観点も含めたハード・ソフト一体的な浸水対策を推進。
- ・ 特に、大規模な雨水処理施設整備を集中的に支援する個別補助制度を創設するとともに、近年の内水氾濫リスクの増大に対応して、適切な避難行動の促進による減災対策を推進。

・【公共】 大規模雨水処理施設整備事業の創設

・【行政経費】 自助共助の促進による減災対応方策マニュアルの作成経費の創設

##### 地震・津波対策

- ・ 東日本大震災や熊本地震、北海道胆振東部地震等<sup>いぶり</sup>で下水道施設の被害が発生する中、避難所対策や重要道路の機能確保等の観点からハード・ソフト一体的な地震対策を推進。
- ・ 特に、災害時にも下水道機能を確保するため、移設可能な水処理技術の実証を行う。

・【B-DASH】 過疎地域の人口減少時や災害時に移設可能な水処理技術

#### 快適な生活環境・水環境の向上 — 潤いのある地域づくり —

##### 未普及対策

- ・ 汚水処理施設の10年概成(令和8年度目標)に向け、市町村毎のアクションプラン(平成29年度で全て策定済)に基づき効率的かつ計画的な下水道整備を重点的に支援。

##### 公共用水域の水質保全

- ・ 閉鎖性水域における高度処理等、公共用水域の水質保全を推進するとともに、合流式下水道については令和5年度における対策の完了に向け、計画的な取組を推進。

## 下水道事業の持続・成長 一次世代を支える下水道の推進

### 下水道リノベーション

- 処理場の統廃合や汚泥処理の集約化等に合わせた地域のエネルギー供給拠点・防災拠点としての整備、ICTによる生産性の向上など、持続可能な事業運営に向けて下水道事業を魅力あふれる事業に刷新する下水道リノベーションを推進。
- 特に、下水道リノベーションを総合的に支援する制度を新たに創設するとともに、下水道による紙オムツ受入に向けた社会実験を実施。

・【公共】 下水道リノベーション推進総合事業の創設  
・【行政経費】 紙オムツ受入による下水道施設への影響調査経費の創設

### ストックマネジメント

- 老朽化施設の増大に伴う事故発生や機能停止を未然に防止するため、施設の重要度等を踏まえた効率的な施設の点検・調査や、劣化度等を踏まえた計画的な修繕・改築等を行うストックマネジメントの取組を推進。
- 特に、クラウドやAI技術を活用した効率的な維持管理技術の実証を行う。

・【B-DASH】 クラウドやAI技術を活用した効率的なマンホールポンプ管理技術

### 広域化・共同化、PPP/PFI

- 人口減少による使用料収入の減少や施設の老朽化、管理体制の脆弱化等の課題に対応するため、広域化・共同化及びPPP/PFIを推進。
- 特に、し尿処理場から下水道への接続管渠等の整備を新たに支援するとともに、中小規模処理場同士の広域化に資する技術の実証等を行う。

・【公共】 下水道広域化推進総合事業の拡充  
・【B-DASH】 中小規模処理場同士の広域化に資する低コスト汚泥減量化技術  
・【行政経費】 下水道におけるPPP/PFIの導入に向けた検討経費の拡充

### 水インフラ輸出の促進

- 下水道分野の国際展開を図るため、政府間会議の開催、海外における実証試験等に加え、環境省との連携や日本下水道事業団の活用を図り、地域ごとに最適な汚水処理技術を組み合わせたパッケージ案件の導入を推進。
- 特に、本邦技術の対象国における基準・指針等の整備支援や、パッケージ案件を検討する対象国の拡大等を行う。

・【行政経費】 下水道分野の水ビジネス国際展開経費の拡充  
・【行政経費】 官民連携による海外インフラ展開の推進の拡充

## 下水道に関する令和2年度予算の規模・内訳

### 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

地方公共団体が行う社会資本整備について、基幹的な事業や関連する社会資本整備、効果を促進する事業等を一体的に支援する経費として計上。

また、防災・安全交付金により、「防災・安全」に対して重点的な支援を実施。下水道事業においては、主に①地震対策、②浸水対策、③老朽化対策、④合流改善対策を支援。

(単位:百万円)

区分	令和2年度予算額			令和元年度予算額		対前年度倍率 (国費)
	事業費	国費	うち臨時・特別措置	事業費	国費	
社会資本総合整備	3,647,906	1,801,456	288,988	3,851,686	1,876,961	0.96
うち社会資本整備総合交付金	1,546,255	762,652	34,906	1,707,786	836,374	0.91
うち防災・安全交付金	2,101,651	1,038,804	254,082	2,143,900	1,040,587	1.00

※前年度予算額は、通常分であり、臨時・特別の措置を含まない。

※下水道事業に係る費用は、この内数。

### 下水道防災事業費補助、下水道事業費補助、下水道事業調査費等

計画的・集中的な浸水対策や国が自ら行う実証事業等を実施する予算を計上。

- ・下水道防災事業費補助: 大規模な雨水処理施設の計画的な整備や適切な機能確保、河川事業と一体的に実施する事業への支援等
- ・下水道事業費補助: 民間活力を活用し、下水道資源の利用等を推進するため民間事業者への直接支援等を行う事業や日本下水道事業団による代行事業
- ・下水道事業調査費: 国が自ら行う技術実証事業等

(単位:百万円)

区分	令和2年度予算額		令和元年度予算額		対前年度倍率 (国費)
	事業費	国費	事業費	国費	
下水道防災事業費補助	48,894	24,447	20,815	10,408	2.35
下水道事業費補助	2,674	1,465	2,088	1,219	1.20
下水道事業調査費等	3,746	3,746	3,985	3,985	0.94
合計	<b>55,315</b>	<b>29,659</b>	<b>26,888</b>	<b>15,611</b>	<b>1.90</b>

※1 上記には、消費税率の引上げに伴う影響額を含む。

※2 四捨五入のため合計は一致しない場合がある。

## 地方創生汚水処理施設整備推進交付金

○平成28年4月の地域再生法改正により、内閣府に「まち・ひと・しごと創生交付金」(地方創生推進交付金)及びその一部として「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」が創設、汚水処理施設の整備を推進。

### 制度フレーム

まち・ひと・しごと創生交付金(地方創生推進交付金)

#### 地方創生整備推進交付金

- ・地方創生道整備推進交付金
- ・地方創生汚水処理施設整備推進交付金
- ・地方創生港整備推進交付金

・ソフト施策

### 交付対象(下水道)

- ・地域再生法に基づき認定を受けた地域再生計画に記載された、公共下水道、集落排水施設、浄化槽のうち2以上の施設の総合的な整備を支援。

### ➤ 令和2年度予算額

内閣府計上 まち・ひと・しごと創生交付金(地方創生推進交付金) 1,000億円(令和元年度当初1,000億円)  
(地方創生汚水処理施設整備推進交付金はこの内数)

## エネルギー対策特別会計における下水道関係事業

○下水道事業関連で、環境省によるエネルギー対策特別会計における補助・委託等事業を活用することが可能。

### 下水道事業関連で活用可能なエネルギー対策特別会計における補助・委託等事業

#### 下水熱利用

事業内容	管轄部署	補助対象
○「 <u>廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業</u> 」	環境省	地方公共団体、民間企業等

#### 省エネ・太陽光

○「 <u>業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化・省CO<sub>2</sub>促進事業</u> 」のうち、「 <u>上下水道施設の省CO<sub>2</sub>改修支援事業</u> 」	環境省	地方公共団体等
--	-----	---------

#### 地域バイオマス利活用

○「 <u>地域の多様な課題に応える低炭素な地域づくりモデル形成事業</u> 」のうち、「 <u>地域の循環資源を活用した地域の脱炭素化を推進する事業の実現可能性調査支援</u> 」	環境省	地方公共団体
---	-----	--------

## 2) 令和2年度新規事項

### ① 大規模雨水処理施設整備事業の創設【下水道防災事業費補助】

#### 1. 背景・目的

一定期間に集中的な投資が必要となる大規模な雨水処理施設については、計画的な整備や適切な機能確保を図るため、集中的な支援が必要。

#### 2. 概要

雨水処理を担う下水道施設の計画的な整備や適切な機能確保を図るため、概ね10年以内で完了し、事業費が5億円以上の雨水処理施設の設置又は改築を計画的・集中的に支援する。

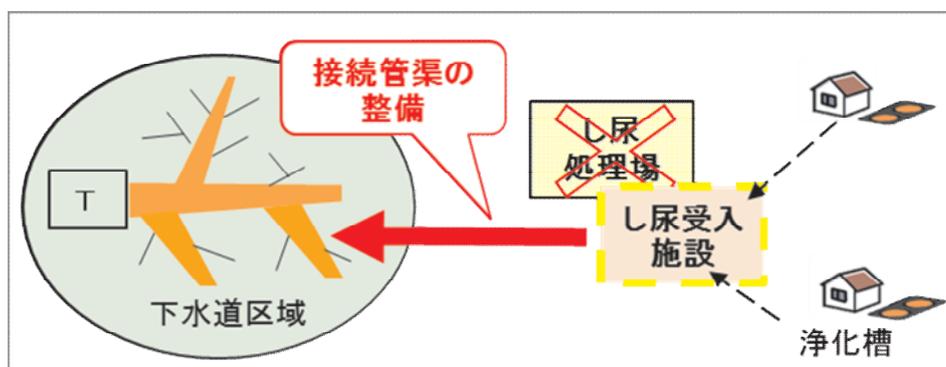
### ② 下水道広域化推進総合事業の拡充【社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金】

#### 1. 背景・目的

施設の老朽化や人口減少が進行する中、広域化・共同化による事業運営の効率化をより一層推進することが必要。

#### 2. 概要

下水道広域化推進総合事業について、し尿処理場から下水道への接続管渠等の整備を交付対象に追加し、所管部局を超えた取組を推進する。



し尿処理場から下水道への接続管渠の整備

③ 下水道リノベーション推進総合事業の創設【社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金】

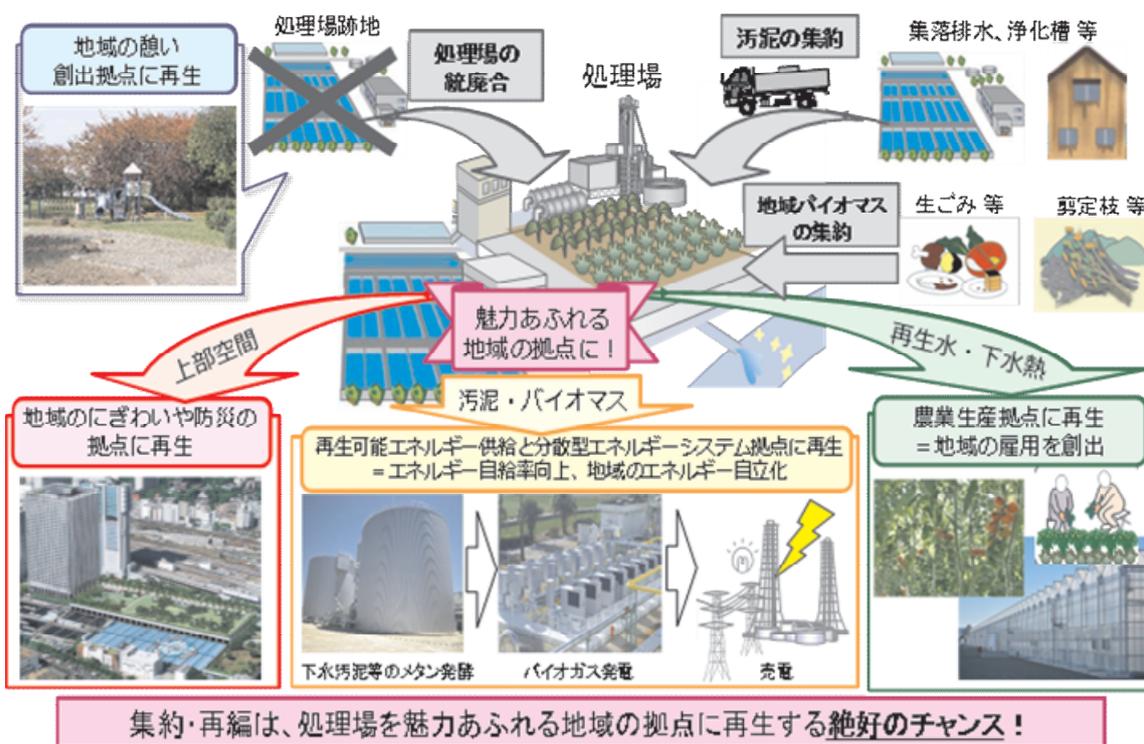
1. 背景・目的

処理場の統廃合や汚泥の集約化などにあわせて、処理場等を魅力あふれる地域の拠点へ再生する下水道リノベーションの取組を推進することが重要。

2. 概要

下水道リノベーションの取組を総合的に支援するため、「下水道エネルギー・イノベーション推進事業」を改称して新たに「下水道リノベーション推進総合事業」を創設し、リノベーション推進計画の策定や防災拠点化に必要な施設整備の追加等の拡充を行う。

【下水道リノベーションのイメージ】



## (2) 財政制度等審議会における指摘事項について

### 財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会 <春の財政審> (R1.5.16)

- ・下水道の処理場や管渠についての整備は順調に進んでおり、今後は更新が課題となる。
- ・人口密度に応じ、個別処理と集合処理のコスト優位性が変化するところ、将来の各地域の人口密度の予測を十分に考慮した、汚水処理体制の整備・更新を行っていく必要。

### 財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会 <秋の財政審> (R1.10.17)

- ・下水道事業においては、汚水処理の普及率は増加してきたが、雨水による浸水対策が課題。
- ・下水道事業の維持管理に係る経費の負担については、「雨水公費・雨水私費」が原則とされているが、依然として多くの地方公共団体において、汚水処理に係る経費を使用料で賄っておらず、多くの公費投入がなされている。
- ・汚水処理について、広域化・共同化、PFI 導入や ICT 活用等により経営効率化を進め、国が各地方公共団体に対し費用構造を踏まえた望ましい使用料体系の在り方を積極的に示していくべきではないか。また、施設ごとの公共性も踏まえ、使用料収入を適切に確保し、管渠等に係る公費投入を効率化しつつ、
- ・地域の防災強化の観点からの雨水処理対策について、個別補助化等も活用して、公費を重点化していくべきではないか。

### 財政制度等審議会財政制度分科会【地方財政】<秋の財政審> (R1.11.6)

- ・下水道の費用負担に関する基本原則は「雨水公費・汚水私費」。他方、汚水処理に要する費用(含む公費負担)を使用料で賄っている割合(経費回収割合)は平均でも7割程度であり、基本原則が貫徹されているとは言い難い。
- ・経費回収割合を引き上げるための一つの方法は、汚水処理に要する費用の抑制。汚水1単位当たりの汚水処理に要する費用は、処理区域内人口が多いほど低下。「規模の経済」を働かせるためにも広域化・共同化への取組を着実に進めるべき。
- ・各団体が汚水処理費に見合う使用料を設定するインセンティブを働かせるためには、一般会計等からの繰入れ(公費投入)を抑え、受益と負担の対応関係を明確化させる必要。
- ・基準外繰出はもちろんのこと、高資本費対策等の基準内繰出についても、真に必要な範囲に限定されているか、使用料引上げへの意欲を削ぐものとなっていないかといった観点から検証が必要。特に、基準内繰出の要件の1つである「経営努力」の基準となる使用料水準は平成18年以降3,000円に据え置かれているが足下の全国平均はこれを上回っており、基準内繰出の基準の見直しが必要ではないか。

## 下水道事業における市街地の内水氾濫への対策強化

令和2年度政府案:244億円

- 今般の台風災害において、市街地での内水氾濫により生活・経済活動に甚大な被害が生じたこと等を踏まえ、下水道事業(雨水対策・污水対策)について、
  - ① 雨水による内水氾濫対策への重点化を行うため、段階的に個別補助化を行う方向とし、令和2年度予算においては、雨水貯留施設の整備等について新たに個別補助制度を創設。(140億円)
  - ② 他方、污水対策については、「雨水公費・污水私費」の原則等を踏まえ、補助対象や支援水準を見直し、公費投入の効率化を図る。

### 個別補助化による重点的な内水氾濫対策

- 内水氾濫対策への重点的・計画的な支援を行うため、段階的に交付金から切り出して個別補助化する方向
- **令和2年度予算においては、140億円を個別補助化し、**雨水処理施設の計画的な整備や適切な機能確保を図る取組みを集中的に支援

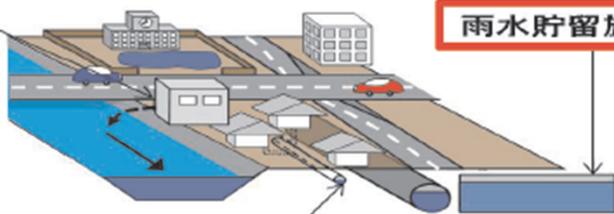
### 污水処理の管渠等に係る公費投入の効率化

- 污水処理の普及率が高いことや「雨水公費・污水私費」の原則等を踏まえ、管渠等に係る公費投入を効率化
  - 污水処理施設整備が概成した団体における未普及対策の非重点化
  - 污水処理施設整備が概成した団体における管渠の単純改築への補助の廃止
  - 「主要な管渠」の見直しにより、令和3年度以降、管渠の機能向上改築への補助を縮減

### 内水氾濫対策の具体的内容

ポンプ施設

雨水貯留施設



雨水管渠

雨水貯留管

市街地に降った雨を一時的に貯留することにより、河川への流出を抑制し、内水浸水被害の防止・軽減を図る



雨水貯留施設の整備



雨水ポンプの整備



雨水貯留管の整備



### (3) 予算制度に関する変更点・留意点について

#### 1) 社会資本整備総合交付金等における重点配分の変更

国土交通省では、優先的に取り組むべき事業に対する支援を強化するため、平成28年度から重点配分の対象となる事業を明確化するとともに、重点配分の対象となる事業のみで構成される整備計画に対しては、重点的な予算措置を実施している。

令和2年度予算においては、未普及対策事業の要件を見直すとともに、国土強靱化地域計画に基づき実施する下水道総合地震対策事業を重点配分項目へ追加している。

以下の項目に該当する事業については、引き続き積極的に重点配分の対象となる整備計画の策定を図りたい。

#### ▼下水道事業における重点配分項目(下線部:令和2年度予算における見直し項目)

##### 【社会資本整備総合交付金】

- ①アクションプランに基づく下水道未普及対策事業(污水处理施設整備が概成していない団体<sup>※1</sup>に限る)
- ②PPP/PFI、下水污泥のエネルギー利用、広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要となる<sup>※2</sup>下水道事業

##### 【防災・安全交付金】

- ①各地方公共団体が定める下水道事業計画に基づく雨水対策事業
- ②国民の安全・安心の確保に向けた以下の取組を推進するため追加的に必要となる<sup>※2</sup>下水道事業
  - ・南海トラフ地震・首都直下地震の対象地域における重要施設(揚水・沈殿・消毒施設、管理棟、下水道総合地震計画に位置づけられている管渠)の地震対策
  - ・下水道総合地震対策事業(国土強靱化地域計画に基づき実施するもの又はマンホールトイレ整備を含むものに限る)
  - ・下水道施設の耐水化・非常用電源確保(津波対策を含む)

※1 市町村毎の污水处理人口普及率(最新の公表値)が95%以上の団体とする。

(流域下水道・事務組合等の場合、当該流域・団体内のすべての自治体で污水处理人口普及率が95%以上の場合概成として扱う)

※2 PPP/PFI、地震対策等でも汚水の改築の性格があるものは対象から除外

(PPP/PFIで実施する処理場の改築、耐震で実施の管更生 等)

## 2) 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件について

令和2年度より、以下の事項を新たな交付要件とした。

- ・人口3万人未満の地方公共団体における公営企業会計の適用に係る要件化
- ・下水道使用料の改定の必要性に関する検証に係る要件化
- ・下水道革新的技術実証事業(B-DASH)における実証技術の導入検討に係る要件化

なお、本要件の詳細については、「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(令和2年3月31日国水事第56号)を確認されたい。

### 「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての検討要件化等の運用について(R2.3.31)」における内容

- (1) 下水処理場の改築におけるコンセッション方式導入検討の要件化  
人口20万人以上の地方公共団体において、下水処理場における施設の改築事業(工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるもの。)を実施する際、コンセッション方式導入の検討を行うことを要件化。
- (2) 下水処理場の改築における当該処理場の統廃合に係る検討の要件化  
すべての地方公共団体において、下水処理場における施設の改築事業(工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるもの。なお、都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体は3億円を超える事業。)を実施する際、当該処理場を廃止し、近接する他の処理場と統合する場合について、経済性比較を前提とした検討を行うことを要件化。
- (3) 汚泥有効利用施設の新設にあたっての PPP/PFI 手法の導入原則化  
人口20万人以上の地方公共団体において、汚泥有効利用施設(消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設等)の新設事業(工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるものに限る。)を実施する際、PPP/PFI 手法(コンセッション、PFI、DBO、DB 等)の導入を原則化。
- (4) 「広域化・共同化計画」の策定に係る要件化  
「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成30年1月17日国水事第56号)により要請している「広域化・共同化計画<sup>\*</sup>」の策定に向け、平成30年度中に少なくとも一度以上、管内すべての市町村が参画する検討の場を設けるとともに、令和4年度末までに計画を策定することを要件化。  
※「広域化・共同化計画」については、「〇事業マネジメント推進室(3)」にて詳述。
- (5) 公営企業会計の適用に係る要件化  
人口3万人以上の地方公共団体においては、令和2年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口3万人未満の地方公共団体においては、令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していることを要件化。
- (6) 使用料改定の必要性の検討に係る要件化  
公営企業会計の導入済の地方公共団体において、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省に提出することを要件化。
- (7) 下水道施設における新設・増設・改築にあたっての新技术導入検討要件化  
すべての地方公共団体において、下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築(原則として概算事業費3億円以上)を行うにあたっては、予め実証技術の導入に係る検討を行うことを交付要件化。

- ・ (1)及び(2)については、該当事業の詳細設計に着手する前年度の3月末日までに、(7)については該当事業の建設工事に着手する前年度の3月末日までに、検討結果を地方整備局等経由で国土交通省下水道部まで報告することとしているため、遺漏無きよう取り計らわれたい。

## 1, 事業全般にかかる要件等

## &lt;個別処理との経済比較&gt;

- 分流式の汚水に係る公共下水道については、当該公共下水道による汚水処理が個別に設置される浄化槽よりも経済的であること<sup>\*1</sup>
- 上記について、毎年度11月末日までに、市町村毎の汚水に係る下水道計画(全体計画)について所定の項目の点検を行い、その結果を国土交通省に提出すること。<sup>\*2</sup>

## &lt;広域化・共同化&gt;

- 令和4年度末までに、各都道府県において広域化・共同化計画を策定すること。<sup>\*3</sup>

## &lt;経営状況の見える化、使用料改定の必要性の検討&gt;

- 人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること。  
人口3万人未満の地方公共団体については、令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること。<sup>\*3</sup>
- 公営企業会計を適用済の地方公共団体において、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省に提出することを要件化。<sup>\*3</sup>

## 2, 事業を新規に実施する際にかかる要件等

## &lt;事業評価&gt;

- 交付金事業：  
平成29年4月1日以降に事業に着手するものであって、新たに下水道事業に着手する市町村等や事業規模の大きい基幹事業を対象として、費用便益費を算出し、社会資本総合整備計画に記載すること。<sup>\*4</sup>
- 補助事業(下水道事業費補助、下水道防災事業費補助)：  
平成31年4月1日以降に実施する事業については、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」に則って事業評価を実施すること。<sup>\*5</sup>

## &lt;雨水公共下水道&gt;

- 雨水公共下水道の整備区域は、「都道府県構想」の見直しの結果、公共下水道による汚水処理を行わないこととした区域を対象とする。<sup>\*6</sup>

## &lt;都市下水路&gt;

- 都市下水路事業で交付対象事業となるのは、原則次のすべてに該当するものとする。<sup>\*7</sup>  
①集水面積50ha以上、②浸水指数(浸水戸数×浸水回数×浸水時間)5,000以上、③全体事業費3億円以上  
(ただし、離島対策事業、積雪対策事業、富裕団体については別途規定。)

## (参考) 交付金等にかかる要件等②

## 3, 施設整備にかかる要件等

## &lt;施設の改築&gt;

- 下水道施設の改築に際して交付対象となる施設については、以下のとおり取り扱う。<sup>\*8</sup>
  - 1, 事業計画等に基づく適正な維持管理を前提として、別表に定める小分類以上の施設であり、かつ同表に定める年数を経過していること。
  - 2, 以下(1)(2)については、上記1によらず対象とする。
    - (1)小分類未満の施設であり、適正な維持管理を前提として、ストックマネジメント計画に位置づけられた長寿命化対策
    - (2)適化法に定める処分制限期間を経過した施設であって、特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合等
  - 3, 平成28年度より、上記の交付対象となる施設は、下水道ストックマネジメント計画に位置づけられたものに限定する。ただし、他の事業制度に基づく計画に位置づけられたものを除く。
- 下水処理場の施設改築(別表の中分類以上)のうち、人口20万人以上の地方公共団体で、工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるものは、予めコンセッション方式の導入に係る検討を了している又は検討スケジュールを明確にしていること。<sup>\*3</sup>
- 下水処理場の施設改築(別表中分類以上)のうち、全ての地方公共団体で、工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるものは、予め施設統廃合に係る検討を了していること。ただし、都道府県構想及びアクションプランの見直し(都道府県構想見直しに関する4省通知<sup>\*9</sup>に基づく見直し)が完了している団体については、概算事業費が3億円を超えるものを対象とする。<sup>\*3</sup>
- 汚水処理の衛生処理システムの概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、汚水に関する下水道管渠の維持更新(管渠の排除能力又は水質改善機能の増強を伴わないものに限る。)のうち、新規事業分については、原則として国庫補助負担事業を廃止する。<sup>\*1</sup>
- 更生工法による管渠改築に関する交付対象は、所定の条件をすべて満たすものとする。<sup>\*10</sup>

## &lt;エネルギー利用、省エネ、新技術の活用等&gt;

- 汚泥有効利用施設の新設のうち、人口20万人以上の地方公共団体で、工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるものは、原則としてPPP/PFI手法(コンセッション、PFI、DBO、DB等)を導入すること。<sup>\*3</sup>
- 消化槽、消化ガス発電、焼却炉等の施設の設置、改築を行う場合、エネルギー効率に優れた技術の導入(原則、別表に定める性能指標を満たすもの)を要件とする。<sup>\*11</sup>
- 省エネ化を目的として標準的な設備以外の設備を導入する場合、標準的な設備を導入する場合より導入費用が上回らないこと。また、複数の同種設備を同時期に更新する場合には、設備の集約等の可否について実施設計等において検討すること。<sup>\*12</sup>
- B-DASHIにおける実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築(原則として概算事業費3億円以上)を行うにあたっては、予め実証技術の導入に係る検討を了していること。<sup>\*3</sup>
- 売電のための発電設備、送電施設等については、国庫補助金等の交付目的を逸脱するため、交付対象とならない。<sup>\*13</sup>

【参照通知等一覧】

- \*1 下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件(S46.10.9 告示第1705号、一部改正H31.4.1)
- \*2 昭和46年建設省告示1705号の改正に伴う告示の運用について(H25.5.16 国水下水事第8号)
- \*3 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について(R2.3.31 国水下水事第56号)
- \*4 下水道事業における費用便益比の算出について(H30.5.14 下水道事業課課長補佐事務連絡)
- \*5 下水道事業における事業の効率性の向上及び透明性の確保について(H31.3.29 R2.3.31 下水道事業課企画専門官事務連絡)
- \*6 水防法等の一部を改正する法律の一部施行等について(H27.11.19 国水下水企第81号)
- \*7 社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 (最終改定 R2.3.31)
- \*8 下水道施設の改築について(H28.4.1国水下水事第109号下水道事業課長通知)
- \*9 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について(H26.1.30 農水省・総務省・国交省・環境省4省通知)
- \*10 下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について(R1.7.3 下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡)
- \*11 下水道事業におけるエネルギー効率に優れた技術の導入について(H29.9.15 国水下水事第38号)
- \*12 設備更新時の省エネルギー設備の導入にあたっての留意事項について(H28.4.1下水道事業課課長補佐事務連絡)
- \*13 再生可能エネルギーの固定価格買取制度における下水道事業の補助金等交付の考え方等について  
(H24.9.14下水道事業課企画専門官, 課長補佐(事務)事務連絡)

### 3) 下水道事業の評価について

下水道事業においては、社会資本整備総合交付金を活用して実施する事業のうち、平成 29 年 4 月 1 日以降に事業に着手するものであって、新たに下水道事業に着手する市町村等や事業規模の大きい基幹事業を対象として、費用便益比を算出し、社会資本整備総合計画に記載することとしているところであるため、各団体におかれては留意いただきたい。

また、下水道事業費補助又は下水道防災事業費補助を活用して実施する以下の事業のうち、平成 31 年 4 月 1 日以降新規に実施する事業については、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」に則って事業評価を実施することとしているため、この点についても留意いただきたい。

- ・民間活力イノベーション推進下水道事業
- ・特定地域都市浸水被害対策事業
- ・日本下水道事業団法に基づく特定下水道工事
- ・下水道床上浸水対策事業
- ・事業間連携下水道事業
- ・大規模雨水処理施設整備事業（令和 2 年度より追加）

※下水道事業の事業評価実施要領細目等は、国土交通省ホームページ（[http://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/seisaku\\_hyouka/gaiyou/hyouka/hyouka.html](http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/hyouka.html)）に掲載されているので適宜参照されたい。

### 4) 地方創生汚水処理施設推進交付金について

平成 28 年 4 月の地域再生法改正により、内閣府に「まち・ひと・しごと創生交付金」（地方創生推進交付金）及びその一部として「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」が創設され、汚水処理施設の整備を推進している。

本交付金については、令和元年度に計画期間が終了した団体が 33 団体、令和 2 年度新規計画認定の団体が 15 団体であり、事業実施団体数が前年度より減少している。

未普及対策に重点的に取り組んでいる団体においては、引き続き本交付金の積極的な活用をお願いしたい。なお、来年度から事業を開始する新規計画については、今年度の 11 月までに計画内容を内閣府へ事前相談する必要がある（内閣府より周知される予定）。

※地方創生推進交付金の制度要綱、および地方創生汚水処理施設整備推進交付金の交付要綱、交付要領等は、内閣府地方創生推進事務局ホームページ（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin.html>）に掲載されているので適宜参照されたい。

### 5) 防災・減災対策等強化事業推進費について

防災・減災対策等強化事業推進費（旧・災害対策等緊急事業推進費）は、近年、激甚な災害が頻発していることを踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、年度途中に緊急的かつ機動的に実施する防災・減災対策の強化を行う公共事業に配分する予算であり、防災・減災対策を行う「事前防災対策」、災害を受けた地域における再度災害対策を行う「災害対策」等に活用できる。下水道事業においても、平成 30 年度に本推進費の活用実績があり、今年度の災害により被災された団体等においては、積極的に本予算を活用いただきたい。

※防災・減災対策等強化事業推進費の手引き、要求様式、過去の配分事例については国土交通省ホームページ（[https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku\\_tk9\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000021.html)）に掲載されているので、適宜参照されたい。

## (4) 防災・減災、国土強靱化の取り組みの推進について

### 1) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

平成30年7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震等をはじめ、近年激甚な災害が頻発しており、災害で明らかとなった課題に対応するため、防災のための重要インフラ、国民経済・生活を支える重要インフラについて、災害時にしっかり機能を維持できるよう政府全体で総点検を行い、平成30年11月27日に結果及び対応方策をとりまとめたところ。

総点検の結果等を踏まえ、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施することとし、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を平成30年12月14日に閣議決定され、下水道施設に関しては、以下6項目について緊急対策を実施することとしている。

なお、緊急対策を実施するために計上された交付金については、緊急対策の対象事業以外に流用が認められない。3か年緊急対策を行う各団体におかれては、適切な予算執行を図り、事業目標の達成に向けて着実に対策を実施されたい。

緊急対策名	点検規模	点検結果	3か年緊急対策の考え方及び達成目標
①全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策	全国の下水道事業を実施する地方公共団体(約1,400地方公共団体)	近年、浸水被害があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定され、浸水被害の危険性が高い箇所がある下水道事業を実施する約200地方公共団体が判明	雨水排水施設の整備等(約200地方公共団体)の緊急対策を実施 ⇒近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備等の対策を概ね完了
②全国の雨水ポンプ場等の耐水化に関する緊急対策	全国の処理場約2,200箇所、ポンプ場約4,000箇所	浸水による機能停止リスクが高く、耐水化が完了していない下水道施設約70箇所(処理場約30箇所、ポンプ場約40箇所)が判明	水密扉の設置(約10箇所)等の緊急対策を実施 ⇒浸水による機能停止リスクの大きな施設について、浸水による排水機能停止リスク低減策を概ね完了
③全国の下水道施設の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	全国の処理場約2,200箇所、ポンプ場約4,000箇所	電力供給停止時の非常用電源等を有していない、もしくは能力が不足している施設約1,100箇所(処理場約500箇所、ポンプ場約600箇所)が判明	人口集中地区などを抱える地区における非常用発電設備の設置・増強(約200箇所)等の緊急対策を実施 ⇒大規模停電時の機能喪失リスク低減策を概ね完了
④全国の下水处理場等の耐震対策等に関する緊急対策	全国の処理場約2,200箇所、ポンプ場約4,000箇所	地震時の最低限の処理機能等が確保されていない下水道施設約3,800箇所(処理場約1,300箇所、ポンプ場約2,500箇所)が判明	地震時の最低限の処理機能が確保されていない施設等の耐震化(約500箇所)等の緊急対策を実施 ⇒地震時の機能停止リスク低減策が必要な下水道施設において対策を概ね完了
⑤全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策	全国の下水道事業を実施する地方公共団体(約1,400地方公共団体)	内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区について、想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップを作成していない約20地方公共団体が判明	想定最大規模の内水ハザードマップ等の作成(約20地方公共団体)の緊急対策を実施 ⇒内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区において、想定最大規模降雨の内水ハザードマップ等の作成を概ね完了
⑥緊急輸送路等に布設されている下水道管路に関する緊急対策	緊急輸送路等に布設されている重要な幹線(約80,000km)	緊急輸送路等に布設されている管路のうち、マンホール浮上防止対策が未実施の管路約7千km、重要な幹線のうち耐震性が確保されていない管路約4万kmが判明	過去に液状化が発生した埋立地区等の緊急性が高い地区におけるマンホールの浮上防止対策(約200km)、管路の耐震化(約600km)等の緊急対策を実施 ⇒緊急輸送路等における緊急車両の交通機能障害等のリスク低減策が必要な箇所において対策を概ね完了

※②～④、⑥については、ハード対策とともに、BCPを強化させるなど、被災時の早期復旧を図る

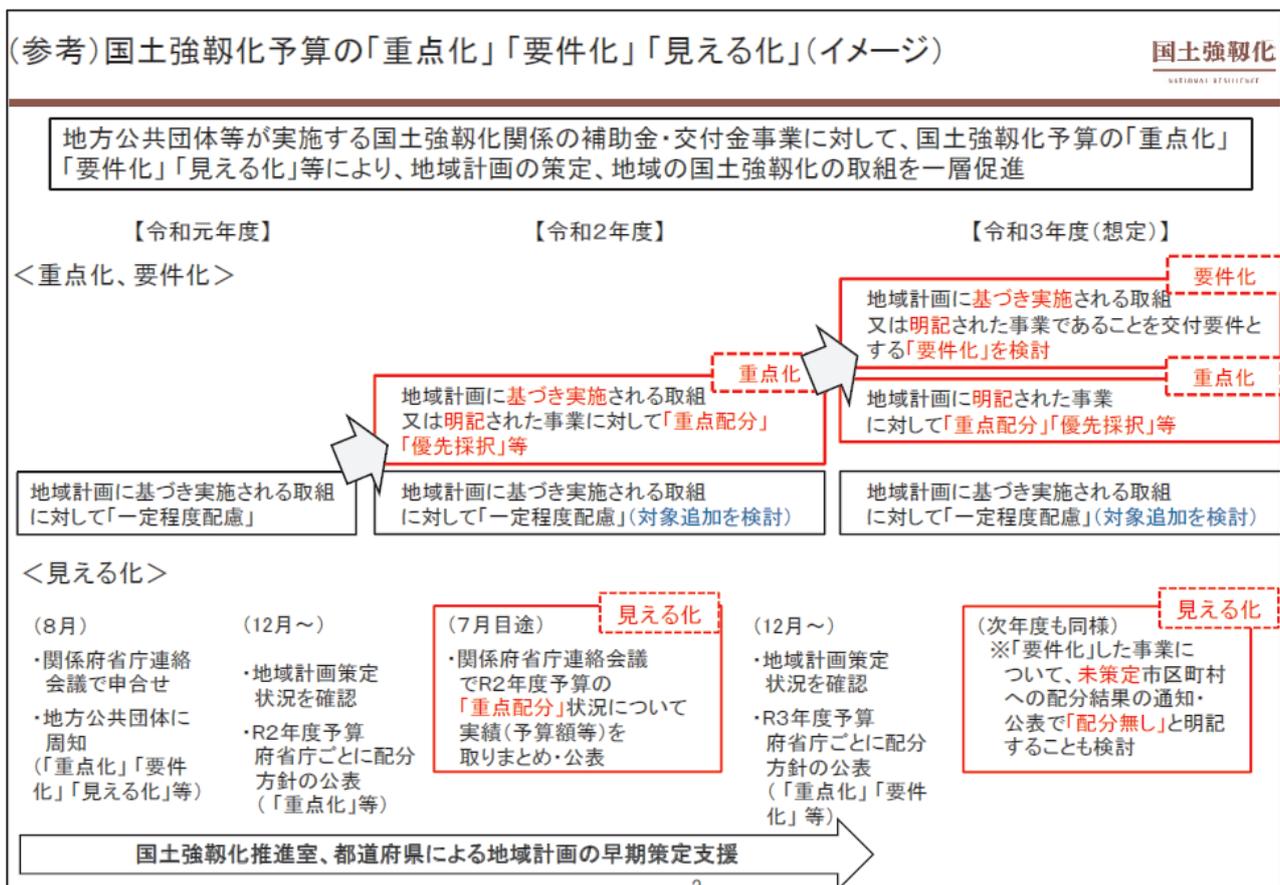
## 2) 国土強靱化地域計画の策定促進

地域における国土強靱化の取組を一層促進させるため、国土強靱化予算の重点化等について「国土強靱化予算の重点化等による地域の国土強靱化の取組推進について」（令和元年9月9日 大臣官房公共事業調査室、総合政策局公共事業企画調整課、国土政策局総合計画課 事務連絡）により通知し、国土強靱化地域計画の早期策定を推進しているところ。

今後、国土強靱化地域計画の策定を進めるに際しては、国が策定した国土強靱化基本計画等も参考に、下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策、ハード・ソフトによる総合的な浸水対策などを位置付けることについて、積極的に検討していただきたい。

（「下水道事業分野における国土強靱化の取組推進について」（令和元年9月27日事務連絡）参照）

なお、下水道事業では、令和2年度より、防災・安全交付金の重点配分項目に国土強靱化地域計画に基づき実施する下水道総合地震対策事業を追加しているところである。



(令和元年8月2日 国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議資料より)